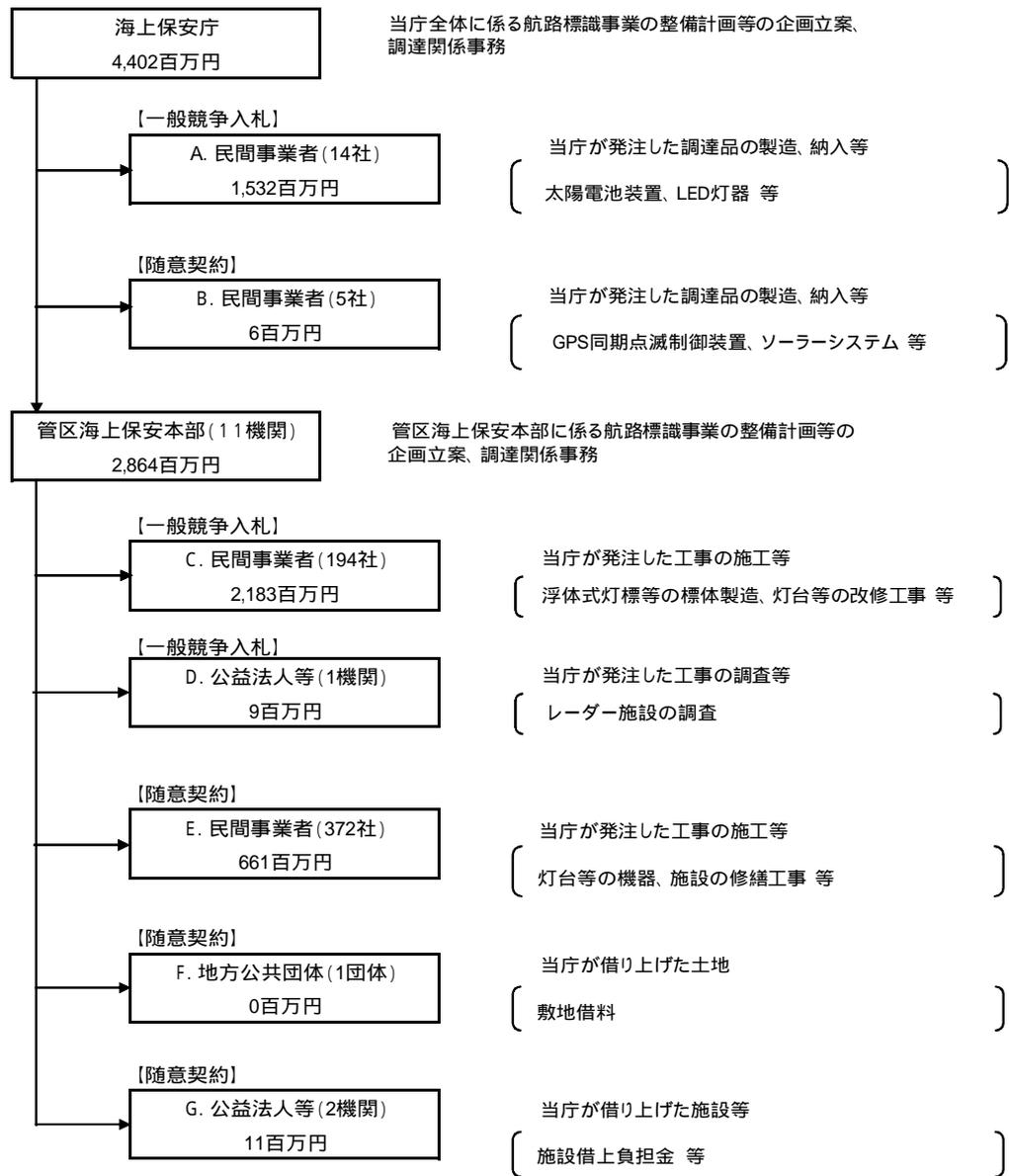


平成23年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	航路標識整備事業費		<b>担当部局</b>	海上保安庁交通部		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23~		<b>担当課室</b>	企画課		課長 岩崎 俊一	
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、22号 航路標識法第2条		<b>関係する計画、通知等</b>	新交通ビジョン (海上交通の安全確保に向けた新たな取組み)			
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用し、海上交通センターにおける船舶への情報提供の充実強化を図っているほか、各船舶が航行すべき航路等を明示する灯台や灯浮標といった航路標識について、視認性・識別性の向上といった高度化整備や災害発生時の信頼性向上のための一般商用電源から太陽光発電への変更、災害によって被災した航路標識の復旧等を行っている。						
<b>実施方法</b>	直接実施	業務委託等	補助	貸付	その他		
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		当初予算	4,671	4,636	4,373	3,901	4,644
		補正予算	4,693	1,539	697	1,946	
		繰越し等	820	4,024	150	817	
	計	10,184	10,199	5,220	6,664	4,644	
	執行額	6,042	10,046	4,402			
執行率(%)	59.3%	98.5%	84.3%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(23年度)
	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件にする。(第2次海上保安業務遂行計画評価書)	成果実績	件	0	1	0	0
		達成度	%	100	0	100	
	海上における死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数を減少させる。(第2次海上保安業務遂行計画評価書)	成果実績	件	53	54	52	
達成度		%	-	-	-		
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	航路標識整備事業の実施箇所数		活動実績(当初見込み)	箇所	964	610	723 ( 450 )
<b>単位当たりコスト</b>	6.1(百万円/箇所)		算出根拠	航路標識整備事業1箇所あたりのコスト 22年度の執行額/整備基数			
平成23・24年度予算内訳	<b>費目</b>	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	航路標識整備事業費	3,901	4,644	東日本大震災を踏まえた防災対策の推進			
				東日本大震災復興関連事業(要求1,136百万円)			
	計	3,901	4,644				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の		広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
		国が実施すべき事業であるか、地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
		不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途		支出先の選定は妥当か、競争性が確保されているか。	
		単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
		費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績		他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
		適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>航路標識整備事業の実施にあつては、通航実態、海難の発生状況、利用者のニーズ等を考慮し、航路標識配置を見直し集約再配置、あるいは必要性の低下した航路標識の廃止など、コストの縮減を図っているところであり、今後も引き続き、財政上の制約も踏まえつつコストの縮減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。 また、船舶の航行の安全における必要性を考慮し、ふくそう海域を中心とした事業に重点を置く等、優先度の精査・事業の重点化を図っている。</p>		
一部改善、	<p>調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、船舶の航行の安全における必要性、航路標識の老朽化の程度等を勘案しつつ、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めていくべき。</p>		
<b>上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)</b>			
<p>港湾情勢や利用実態等を踏まえ、一部の航路標識を廃止するほか、灯浮標の仕様を見直すことにより、コスト縮減を図ることとした。また、災害時において安定的な運用を可能とする耐震補強等の整備を重点的に図ることとした。 (縮減額1百万円)</p>			
<b>補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)</b>			

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について記載する。費  
 目と使途の双方で実情が分かる  
 ように記載)

A.セナーアンドバーンズ株式会社			E.セナーアンドバーンズ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器及び工事材料購入	614	物品購入費	航路標識機器、工事材料購入	16
			工事費	灯台修繕工事等	5
			役務費	ロランC局の調査等	3
計		614	計		24
B.日本光機工業株式会社			F.室蘭市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	2	工事費	資材置き場敷地借上げ	0
計		2	計		0
C.東京計器株式会社			G.独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	船舶通航信号所改修工事	223	工事費	航路標識機器設置用施設借上負担金	10
物品購入費	航路標識機器購入	35			
計		258	計		10
D.財団法人日本航路標識協会					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	レーダー施設の調査	9			
計		9	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	航路標識機器及び工事材料購入	614	2	97.3
2	東京計器株式会社	航路標識機器購入	205	1	95.1
3	株式会社東芝	航路標識機器購入	161	3	64.6
4	日本光機工業株式会社	航路標識機器購入	157	2	99.8
5	長野日本無線株式会社	航路標識機器購入	87	1	95.0
6	株式会社光電製作所	航路標識機器及び工事材料購入	85	3	45.7
7	三和電子株式会社	航路標識機器購入	47	1	97.9
8	シャープ株式会社	航路標識機器購入	45	1	99.5
9	JIPテクノサイエンス株式会社	航路標識関連システム構築	40	3	71.0
10	富士通株式会社	航路標識機器購入	37	1	93.3

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本光機工業株式会社	航路標識機器購入	2	随意契約	-
2	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	航路標識関連システム設定	1	随意契約	-
3	株式会社上永電機工業所	航路標識機器設置工事	1	随意契約	-
4	ソフトバンクテレコム株式会社	航路標識関連回線接続工事	1	随意契約	-
5	安達電気株式会社	航路標識機器購入	1	随意契約	-
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	航路標識機器購入、船舶通航信号所改修工事	258	1	99.9
2	株式会社土門鉄工所	浮体式灯標及び灯浮標の製造	95	5	82.4
3	セナーアンドバーンズ株式会社	航路標識機器及び工事材料購入、ロランC局機器整備等	86	4	98.1
4	東亜建設工業株式会社	灯台改修工事	59	1	99.9
5	光商産業株式会社	灯標改修工事	55	2	94.3
6	名古屋通信工業株式会社	航路標識機器購入、船舶通航信号所改修工事	55	1	92.9
7	ベルウッド電気株式会社	灯台改修工事	47	2	97.7
8	株式会社海老名組	灯台改修工事	45	4	61.4
9	平尾建設株式会社	灯台改修工事、灯浮標交換工事	41	8	78.5
10	愛知造船株式会社	灯浮標標体整備	35	1	97.7

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人日本航路標識協会	レーダー施設の調査	9	1	96.2
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	航路標識機器及び工事材料購入、灯台修繕工事等	24	随意契約	-
2	長野日本無線株式会社	航路標識機器購入、船舶通航信号所修繕工事等	14	随意契約	-
3	日本光機工業株式会社	航路標識機器購入、灯台機器整備等	11	随意契約	-
4	ベルウッド電気株式会社	灯台修繕工事、灯浮標修繕工事	10	随意契約	-
5	電気興業株式会社	航路標識機器購入、ロランC局修繕工事等	9	随意契約	-
6	有限会社田島工業所	灯浮標修繕工事、灯浮標標体整備等	8	随意契約	-
7	株式会社宮本鉄工所	航路標識機器購入、潮流信号所修繕工事等	8	随意契約	-
8	岩成工業株式会社	灯台修繕工事	8	随意契約	-
9	東京計器株式会社	船舶通航信号所機器整備、船舶通航信号所修繕工事	7	随意契約	-
10	株式会社上永電機工業所	船舶通航信号所修繕工事	7	随意契約	-

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	室蘭市	資材置き場敷地借上げ	0	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	航路標識機器設置用施設借上負担金	10	随意契約	-
2	財団法人沖縄電気保安協会	高圧受電設備点検	0	随意契約	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					